

エコ・コミュニティの状況

(1) コミュニティの新しい役割

公益を旨とする「行政」と、利益を追求する「企業」の二つのセクターで経済発展を果たし、それなりに豊かな社会を実現してきた。しかるに近年、地域コミュニティが抱える課題は、医療・福祉、教育、少子高齢化、地域産業および市街地の空洞化、そして環境保全などなど多様なものになっている。

従来はこれらの課題は主として公共が対応する問題として行政体が扱ってきたが、下記のような事由によりコミュニティづくりとして住民自身が広く、深くまた継続的に関わるようになってきている。

- イ) 問題が多様化するにつれ受益者間の調整が厄介なものとなり、行政の縦割り組織では迅速な対応が出来なくなってきている。加えて自治体の財政事情悪化により、公共(的)投資が制約されてきている。
- ロ) 民間企業が公共的分野に取り組む事例は増えてはきているものの、営利事業としての取扱には限界があり需要者の満足を得るには困難な面がある。
- ハ) 情報の伝達が迅速かつ広範囲となるに従い、地域住民としての知識や問題意識も高まり、行政や企業との協働意識が広まってきている

いまや、コミュニティのニーズはコミュニティの人たちが最も良く知っており、コミュニティ再生・発展に取り組むことができるのは、そのコミュニティの住民自身であり、住民自らがコミュニティのための活動を起こし、継続的にコミュニティの方向を決めていくことが重要だということになっている。

エコ、という表現は「環境保全」や「資源循環」を意味させて使用されており、この課題に沿って構築される地域をエコ・コミュニティと称している。エコタウン、エコビレッジという用語はエコ・コミュニティを更に具象化したものであり、エコビジネスという表現はエコ・コミュニティ実現に向けて必要な技術の開発提供を行なうビジネスを示そうとするものである。

(2) 循環型社会形成への国・行政の支援

循環型社会の構築には「環境と経済の両立を可能とする社会経済構造」と「国民一人一人の生活に根ざした多様な環境問題の認識と解決」が必要である。両面とも経済界や市民が自立・自律的に進展させることができるものではなく、行政の法制面での規制・指導・誘導が必要、或いは有効である。

○ 循環型社会のビジョンの提示と法規制

2000年に『循環型社会形成基本法』が制定・施行され、さらに製品のライフサイクル各段階別に各種のリサイクル法が制定、或いは予定されている^(注1)

「生産する製品について、生産者は、生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負う」という拡大排出者責任が規定された。

○ 資源循環を可能とするビジネス・モデルの構築と普及

動脈経済に比較して静脈経済は規模も小さく、また経済性のある技術も進んでいないのが現状である。この動静脈を上手く接合させるには循環システムの構築が必要となる

循環のニーズもシーズも地域にあり、また地域循環を他地域との連携、さらに広域循環へと広げることが出来て循環型社会が形成される

○ 国民レベルでの3Rへの協働を啓発・促進

環境認識を国民が共有して自らの日常生活を見直し、また属するコミュニティで環境保全への活動に参加するようになることが必要であるが、現実には歴史の遺産として“お上頼み”から抜け出ておらず、また活動参加の社会基盤も整備されていない。

現在の行政の仕組みとして各省庁には「審議会制度」^(注2)があり、有識者からなる委員(その選定には色々と批判がある)が所轄大臣からの依頼を受けた課題について専門的な検討を行い、政策具申を行なうようになっている。また具申された内容を公表して“パブリック・コメント”を求めるというプロセスを踏み、広く民意を知るという行政手法も採用されるようになっている。

国の各省庁が実施してきている施策には以下のようなものがあるが、以下の節に各施策の概要を記述する。

①	経済産業省 環境省	エコタウン事業(産業分野をまたがるゼロ・エミッションを実現し、併せて地域振興の基軸として推進しようとする地方自治体を支援)
②	経済産業省	環境コミュニティ・ビジネスモデル事業(企業グループが地域住民や市民団体と連携して実施する事業をモデル事業として支援)
③	環境省	エコ・コミュニティ事業(国民、NPO、事業者、地方公共団体が連携して取り組む実証事業をモデル事業として支援) 環境と経済の好循環のまちモデル事業(CO2の削減などの環境保全と雇用の創出などにより地域経済を活性化する町おこしをモデル事業として支援)
③	農林水産省	バイオマスタウン事業(“バイオマス・ニッポン”で推進しているバイオマスの利活用の促進を計るためにモデル的な地方自治体を支援) バイオマス利活用優良顕彰(利活用で他の模範となる事例を表彰))
④	国土交通省	リサイクルポート(静脈物流のネットワークを構築する拠点として指定)
⑤	内閣府	構造改革特区(全国レベルでの規制改革が難航する中、特例を導入して新たな可能性を拓き、規制改革への波及させ、併せて地域経済の活性化につなげる)

(3) 大きな循環システム構築への施策

(3-1) エコタウン事業

経済産業省と環境省(当時厚生省)が 1997 年度に創設した支援事業であり、「ある産業から出るすべての廃棄を他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロとすることを目指す」ことで、地域循環システムの形成を計る事業である^(注3)。事業は地方自治体が主体となり、地域産業、地域住民と連携して取り組むものであり、創設以来23地域が選定されているが、地域別には下表となっている(カッコは指定年度)^(注4)。

北海道	札幌市(98)、北海道(00)、
東北	秋田県(99)、宮城県鶯沢町(99)、青森県(02)、岩手県釜石市(04)
関東	川崎市(97)、千葉県千葉市(98&02 改)、東京都(03)
北陸	富山県富山市(02)、
中部	岐阜県(97)、長野県飯田市(97)、愛知県(04)
関西	兵庫県(03)、三重県鈴鹿市(04)
中国	広島県(00)、山口県(01)、岡山県(04)、
四国	高知県高知市(00)、香川県直島町(01)、
九州	北九州市(97)、福岡県大牟田市(98)、熊本県水俣市(00)、

動脈産業の成果としての製品は市場プロセスに従って次の製品に加工され、最終消費に至るが、この過程で順次廃棄される廃棄物を静脈産業に循環利用するには、再生資源としての収集、製品への転化、商品としての配送・販売、利用者の開拓という循環ビジネスの構築が必要となる。各地域とも、使用済み容器包装、廃家電、廃自動車、建設廃棄物などすべての廃棄物が出てくるが、ハード事業としては地域

ごとにリサイクル事業を選定して循環ビジネスの構築を促し、もって他地域へのモデル事業にしようとするものである。施設作りへの補助金は1/2～1/3である。各エコタウンにおける資源循環利用の状況は別表1に纏めたようになっている。

(3-2) リサイクルポート

循環型社会の構築を図るには、地域内のみならず、全国規模での大きなリサイクルの輪を構築していくことが必要であり、そのためにも既存の物流基盤や生産基盤・技術の高さを活用して、広域的なリサイクル拠点を港湾に配置し、海運で広域ネットワーク化する「港湾を核とした静脈物流システムの構築」を画策したものである。港湾管理者からの申請により国土交通省が指定し、拠点作りを支援するものである。2002年に5港、2003年に13港が指定されている。

2002年度	室蘭港、苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港
2003年度	石狩湾新港、八戸港、釜石港、酒巻港、木更津港、川崎港、姫川港、三河港、姫路港、徳山下松港、宇部港、三池港、中城湾港(沖縄本島) (「木更津港、東京港、川崎港」、「姫路港と神戸港」「徳山下松港、宇部港」は各々連携する湾港群となっている)

この広域事業化を推進していくのに「リサイクルポート推進協議会」が2003年2月に設立され、情報発信や情報交換、諸課題・政策の提言等を行い、地域間の連携を推進していこうとしている。各港がどのようなリサイクルを扱おうとしているかは「協議会」のウェブに紹介がある^(注8)。

尚、国土交通省は旧建設省及び運輸省の合体であり、広範な許認可権と巨大な財源を持つ典型的な官僚組織であるが、2004年6月に「環境行動計画」を発表している^(注9)。その骨子は「環境の保全・再生・創造は国土交通行政の本来的使命である」ということであり、6つの改革に取組もうとしている。エココミュニティづくりにおいては今後の具体的な施策が注目される。

- ① 事業計画におけるライフサイクル・マネジメントの導入
- ② 環境負荷の小さい交通への転換(グリーン物流、持続可能な交通システム)
- ③ 環境負荷の小さい交通への転換(グリーン物流、持続可能な交通システム)
- ④ 持続可能な国土の形成(全国海の再生、水と緑のネットワーク形成など)
- ⑤ 循環型社会の形成(建設工事のゼロエミッション、木材リサイクル市場拡大など)
- ⑥ 目標を高める推進方策(国土交通省の率先的取組みほか)

(3-3) 構造改革特区

2002年7月に内閣に推進本部が設置され始まった制度であり、その狙いは下記である。

- 地方自治体や民間企業からの自発的な提案によって、地域特性に応じた規制を緩める特例を特定の区域に導入する
- 全国レベルでの規制改革が難航する中、特例を導入することで新たな可能性を拓く成功事例を示しそれを全国的な規制改革へと波及させ、併せて地域経済の活性化につなげる

これまでに484件が認定されているが^(注11)、下記の13分野に分類される中でコミュニティ作りに関わる分野は②、④、⑤、⑧、⑨、⑬があげられる。また特区の狙いは循環型社会の構築ではないが、規制の非適用の結果としてコミュニティづくりに効果のある事例を別表2に抽出した。

① 教育関連	⑥ 幼・保連携・一体推進関連	⑪ 国際交流・観光関連
② 産学連携関係	⑦ 国際物流関連	⑫ 地方行政改革関連
③ 生活福祉関連	⑧ 産業活性化関連	⑬ 環境・新エネルギー関連
④ 都市農村交流関連	⑨ まちづくり関連	
⑤ 農業関連	⑩ IT関連	

(4) モデル事業としての認定と経済支援

(4-1) 環境コミュニティ・ビジネスモデル事業(経済産業省)

2003 年度から始められた支援事業であり、その狙いは下記としている^(注9)。

- (イ) 「環境保全」が「経済活動」を通じて実現するビジネスモデルを地域社会で数多く創出する
- (ロ) 地域コミュニティを主体とした新たな投資が行なわれ、雇用が創出する新たな経済的活動基盤の確立を図る
- (ハ) 地域社会の有する「産業活動」の活力と「市民活動」の活力を融合させ、「まち」の活性化を促進する

2003 年度には 220 件、2004 年度には 116 件の応募があり、支援対象として 9 件、15 件が選ばれた。
別表3にそれを一覧してある。

(4-2) エココミュニティ事業(環境省)

この事業も 2003 年度から始められた支援事業であるが、その狙いは「国民、NPO／NGO、事業者、地方公共団体、国等の各主体が相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への取組を推進すること」としている^(注10)。

2003 年には 239 件、2004 年度には 65 件の応募があり、2003 年度 5 件、2004 年度は 3 件＋継続 2 件がモデル事業として選定されたが、別表4に一覧してある。

(4-3) 環境と経済の好循環のまちモデル事業(環境省)

平成15年以降、各省庁は「資源循環型社会の実現」や「環境共生型社会の実現」を政策の重要課題のひとつに掲げてきているが、環境省も「環境と経済の好循環」を重要な課題と認識して中央環境審議会総合政策部会に「環境と経済の好循環専門委員会」を設置した。その答申^(注14)に基づいて「環境と経済の好循環のまちモデル事業～「平成のまほろば」まちづくり事業～」を2004年度から実施しており、年度10市町を対象地域として選定した(別表5)。一般会計予算により地域の関係主体の勉強会や事業効果の評価等のソフト事業に対して支援を行い、石油特会予算により風力発電設備や燃料電池の設置等のハード事業に対して支援を行う内容である。

この「環境と経済の好循環」のビジョンは下記のような経済社会を創出して、2025年度には100兆円以上の関連市場と200万人以上の雇用を創出することを目標にしている。

- 環境に強い関心を持つ消費者と技術力が生み出す所得と雇用
- 資源が循環しエネルギー効率の高い社会
- サービス産業と環境
- 人と環境にやさしい交通
- 環境誘発型ビジネス

(4-4) バイオマス・タウン事業(農水省)

「バイオマス・ニッポン」^(注6)は農水省が中核となって始めた政策であるが、“バイオマスで環境と経済を再生”というアピールをしている。地域の取組とその取組手法の普及が円滑になる為の枠組み作りとしてバイオマスタウン構想を打ち出し^(注5)、2005年に既に20の市町村が認定されたが(別表6)、2010年までに500件の認定を計画している。対象バイオマスとして廃棄物系(食品廃棄物、家畜排泄物、建設発生木材、など)、未利用バイオマス(稲わら、もみがら、林地残材など)、資源作物(とうもろこしなど)をあげている。エコタウン事業が「製造業などの産業」を対象にした事業であるのに対し、バイオタウンは農林漁業主体の事業と言える。

なお、農林水産省は、国民の食糧に関わる農漁業、木材資源や国土保全に関わる林業を所管する大きな官僚組織であるが、2003年12月に「環境政策の基本方針」を発表している^(注7)。その基本認識は「健全な水、大気、物質の循環の維持・増進と豊かな自然環境の保全・形成のために施策を展開する」ということである。今後、“環境保全を重視する農林水産業への移行”をキャッチフレーズにして、コミュニティづくりに関わる施策を積極的に講じてくると予想される。

(4-5) 新エネルギー導入促進事業(経済産業省)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」において、「技術的には実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないものであって、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」を新エネルギーと定義して、調査費、設備費の一部を補助しようという仕組みである。その概要は別表7のようになっているが、本研究では各地域がどのようなエネルギー需給状況にあって、どのようなエネルギービジョンを持っているかを知る上で「地域新エネルギービジョン策定等事業」が有用な情報源である。なお、この策定等事業には下記の3つの調査が対象になっている。

- (イ) 地域新エネルギービジョン策定調査
- (ロ) 重点テーマに関わる詳細ビジョン策定調査
- (ハ) 事業化フィージビリティスタディ調査

(5) 市民活動によるまちづくり

住民が自主的に団体を作ってまちづくりを行っている事例も数多くあるが、その一例はNPOを形成しての活動である。NPOの活動状況は代表的には「日本NPOセンター」のウェブ情報により概要を知ることが出来^(注12)、また個々のNPOのホームページが紹介されている。主たる活動分野を「まちづくり推進を図る活動」^(注13)としている団体は全国で367件が登録されているが、その中で関東地域(東京都を除く)での主だったNPOを別表8に列記した。活動開始の経緯、目的、主な事業内容はそれぞれであるが、(1)項に記述したコミュニティ形成に至る事情に鑑みると以下の特徴をあげることが出来る。

- 個別の分野(市街地の活性化、福祉、教育など)や個々の地域での活動のネットワーク化を図り協働による実効を高めるとともに、市民・町民団体の支援を行う
- ポータルサイトによる情報の共有化を図ることによって住民の参加意識を高めるとともに、住民の有する知識・専門性を活用して調査・研究などでの対象を広げ、また成果の向上を可能にする
- 地域の自然環境を活用して都市との交流(里山利用・ツーリズム・農漁産物の地産地消など)を豊かにし、地域の活性化に行政との協働を図る。
- 行政だけでは手が回らない、或いは実効を上げることが難しい問題について、積極的に受け皿を提供し、住民のまちづくりへの直接参加を可能にする

(2)項、(3)項において紹介した事例の中には、住民が自主的に始めた活動であるが、それを更に進

めて他地域への普及を図りたいという主旨から行政からの「モデル事業」と認定されたものもある。

NPOは今後更に発展することが期待されているセクターであり、人材や資金面での強化を可能にする施策と国民の意識変革が望まれている。

(6) エコ・コミュニティづくりの課題

コミュニティづくりがどのように進展しているか、特に行政のかかわりを主体に考察してきた。「エコ・コミュニティのプロジェクト研究」を進めるに当たって、考慮しておくべき変化を摘出してみる。

① “公的活動”への認識の変化と政治体系の変化

これまでの経済政策は、自民党政権の「日本的平等の形成」「国土の均衡ある発展」という党是に由来するものであり、政策実施の手段は下記の2つであった^(注16)。

(イ) 経済・財政基盤の弱い地方に対し国の財源を移転するという「地方交付税」と「補助金制度」という仕組み

(ロ) 農村部の生活基盤を整備し、雇用を創出する公共事業

この体系が持続しないことは概ね理解が進んでいて、改革が始まっている。

政府や行政体は「依頼人である納税者(国民・住民)から付託されている代理人である」ということを再認識して、コミュニティづくりを自律的・主体的に進めることが原点である。

② 環境と経済が共生する“地産地消”を主体とする社会システムへの変化

産業の育成を管掌しているのは経済産業省であるが、産業の発展と環境の保全の両立を図ることが基本的な立場であり、「循環型社会を築くビジネス支援のあり方」と題して2004年2月に見解を発表している^(注15)。また経済界の視点は「日本という国の柱は経済である。強い経済があるから外交が生き、文化が栄え、国際社会での存在感が高まり、国民の豊かな生活が保たれている」というものである。「食糧の大半とエネルギーの殆どを輸入に頼る日本の生活基盤を支えてきたのは、工業国としてその製品を輸出して富(外貨)を得る仕組みである」との自負である。

しかしながら、財政の持続可能性の破綻から生ずるグローバル経済力の弱体化も不安視されており、その場合にはエネルギーと食糧の調達が各地域住民の大きな課題になることが予見される。地域ごとのエネルギーと食糧と水の自給(地産地消)をより可能にする社会システムづくりを念頭におく必要がある。

③ 人口減少に対応した新たな社会システムへの変化

21世紀に入り、半世紀で4千万人の人口減少が確実視されていて、日本の経済システムや地域経済システムの変化は不可避であり、また国民のライフスタイルも変らざるを得ないと予想されている^(注17)。

この変化は少子高齢化を伴う事象であり、今後のコミュニティづくりにも大きな要因になることは確実であるものも、その研究は進んでいないようである。

(7) 注記と別表

注1 循環型社会形成への法規制

- ・【基本】 循環型社会形成基本法(2000 年)
- ・【生産段階】 資源有効利用促進法(2000 年改正)
- ・【消費・使用段階】 グリーン購入法(2001 年度制定)
- ・【回収・リサイクル段階】 容器包装リサイクル法(2000 年度完全施行)
家電リサイクル法(2001 年施行)
建設リサイクル法(2002 年施行)
食品リサイクル法(2001 年施行)
自動車リサイクル法(2005 年完全施行予定)
- ・【最終廃棄段階】 廃棄物処理法

注2 環境省:中央環境審議会—15 部会からなり、最近では下記の報告書を発表

- ・「環境保全活動の活性化方策のあり方(中間取りまとめ)、平成 14 年 7 月
 - ・「環境と経済の好循環を目指して」、平成 15 年 6 月
- 経済産業省:産業構造審議会／環境部会／産業と環境小委員会
- ・環境ビジネス戦略 =循環型社会を築くビジネス支援のあり方=、平成 16 年 2 月
<http://www.meti.go.jp/report/data/g40331dj.html>

注3 エコタウン事業の概要は公募の折にプレスリリースに「エコタウン事業公募」記事あり

http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/index.html

注4 エコタウン承認の現状は経産省の下記のウェブに紹介されている

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/ecopop.html

注5 バイオマスタウン事業のプレスリリース

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20040830press_1.pdf

注6 バイオマス・ニッポンは農水省(纏め)、
経産省、環境省、国土交通省、文部科学省の合同の政策である。

<http://www.maff.go.jp/biomass/index.htm>

注7 農林水産環境政策の基本方針のプレスリリース

http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20031225press_4.htm

注8 リサイクルポート推進協議会は湾港管理者、ポートの市町村、リサイクル業者、物流業者
などから成る大きな団体である(現会長は北九州市長)

<http://rppc.jp/port.html>

注9 経済産業省の「環境コミュニティ・ビジネスモデル事業」の説明は下記に記述されている

http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/index.html

注10 環境省の「エコ・コミュニティ事業」の内容について、公募結果のプレスの折に説明される

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4432>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5481>

注11 構造特区については「21 世紀政策研究所」が支援サイトを提供していて各件の内容を知
ることができる

<http://www.21ppi.org/mintoku/>

注12 日本 NPO センターは全国の NPO のデータベースをウェブで提供している

<http://www.npo-hiroba.or.jp/>

注13 内閣府の分類では17の活動分野を登録(複数の登録可能)することになっている。ここで
は「主な活動分野」として「まちづくり」を選んだNPOを検索してある

- 注14 環境省・中央環境審議会・総合政策部会・環境と経済の好循環専門委員会」
ー環境と経済の好循環ビジョンー
<http://www.env.go.jp/council/toshin/t024-h1601.html>
『環境と経済の好循環のまちモデル事業～「平成のまほろば」まちづくり事業～』
http://www.env.go.jp/council/02policy/y024-04/mat_08_3.pdf
- 注15 経済産業省・産業構造審議会・環境部会ー産業と環境小委員会ー中間報告
<http://www.meti.go.jp/report/data/g30616aj.html>
- 注16 山口二郎著、戦後政治の崩壊ーデモクラシーはどこへゆくか、2004年6月、岩波新書
自民党の有力政治家の大半は農村部出身であり、「国土の均衡ある発展」というスローガ
ンで、都市と農村の格差を埋めて全国どこにいても一定水準の生活ができる経済環境を
整えることを画策してきた。
その社会経済政策を特徴づけると、「リスクの社会化(国民が生きていく上での危険や困
難などのリスクには、みんなで回避コストを負担する)」と「裁量的政策(政策実行の基準・
ルールを規定せずに、既得権を守ろうとする政治家と許認可権や財源を持つ官僚組織
の裁量によって中身を決める)」ということである。
- 注17 松谷明彦著、人口減少経済の新しい公式、2004年5月、日本経済新聞社

- 表1: 各エコタウンにおける再生資源利用の状況
表2: 構造特区の事例
表3: 経済産業省の環境コミュニティ・ビジネスモデル事業
表4: 環境省のエコ・コミュニティ事業
表5: 環境省の環境と経済の好循環のまちモデル事業
表6: 農林水産省のバイオマス利活用表彰(2004年度)
表7: 経済産業省の新エネルギー導入促進事業
表8: NPOによるまちづくり:東京都以外の関東地域での事例